

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和 4 年 2 月 1 日
学校法人新潟工科大学

女性が働きやすい環境の整備を行うのため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 4 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの 3 年間

2. 本学の課題

採用における男女比率に大きな差はみられず、女性の採用及び就業の継続はできているが、在職者の男女比率について、男性と比べ女性の比率が少ない。

3. 目標

- ・ 仕事と生活の両立のため、柔軟な働き方が可能となる職場環境を整備し、女性職員の職場満足度を高め、令和 7 年度までに女性職員の在籍比率を 30%以上とする
- ・ 女性職員に対する相談体制を整備する

4. 取り組み内容・実施時期

・ 令和 4 年 2 月～

- (1) 出産・育児・介護等と仕事の両立ができるように、年に 1 度、産休・育休に関する制度の定期的な周知・啓発活動を実施する。
- (2) 女性職員が利用できる相談窓口を新たに設け、相談しやすい環境づくりを行う。
- (3) 育児休業中の職員へ学内情報を発信する。

・ 令和 5 年 4 月～

産休・育休から復帰した職員を対象に、面談の機会を設け、復帰後のフォローを実施する。

・ 令和 6 年 4 月～

女性職員への意識・満足度調査の実施を検討する。

5. 参考

- ・ 女性の職業生活における活躍に関する情報
採用した労働者に占める女性労働者の割合 55%（直近 3 年間）